

# 平成26年4月から滋賀県内で、 軽度・中等度難聴児に対する補聴器 購入費等助成事業が始まります。

## 対象者

次の①～③の要件をすべて満たす18歳未満の児童

- ① 保護者が滋賀県内に居住している児童
- ② 原則として両耳の聴力レベルが、30dB以上70dB未満で、障害者総合支援法の補装具費支給の対象とならない児童
- ③ 補聴器の装用により、言語の習得等に一定の効果が期待できると滋賀医科大学医学部附属病院もしくは滋賀県立小児保健医療センターの医師が判断する児童

※ 平成26年度については、事業開始から半年間は特例措置があります。  
※ 保護者の所得によって、助成対象外となる場合もあります。

## 申請先

保護者がお住まいの市町の担当窓口（裏面参照）

## 補助対象経費

補聴器の購入費、修理費

※ 修理費については、18歳到達年度末まで、助成の対象となります。

## 補助対象機種

裏面参照

## 補助額

原則として、基準額の3分の2

※ 保護者の所得によって、基準額の全額が助成される場合もあります。

詳しい手続き方法などについては、  
お住まいの市町の担当窓口までお問い合わせください。  
(裏面：市町担当課連絡先一覧)

## 市町担当課連絡先一覧

市町	担当窓口	住所	TEL	FAX
大津市	障害福祉課	大津市御陵町3番1号 大津市役所 本館2階	077-528-2745	077-524-0086
草津市	障害福祉課	草津市草津三丁目13番30号 草津市役所 庁舎1階	077-561-2363	077-561-2480
守山市	障害福祉課	守山市下之郷三丁目2番5号 守山市福祉保健センター1階	077-582-1168	077-581-0203
栗東市	社会・障がい福祉課	栗東市安養寺一丁目13番33号 栗東市役所 庁舎1階	077-551-0113	077-553-3678
野洲市	障がい者自立支援課	野洲市小篠原2100番地1 野洲市役所 本館1階	077-587-6087	077-586-2177
甲賀市	自立支援課	甲賀市水口町水口5609番地 水口社会福祉センター1階	0748-65-0702	0748-63-4085
湖南市	社会福祉課	湖南市中央一丁目1番地 湖南市役所 東庁舎1階	0748-71-2364	0748-72-3788
東近江市	障害福祉課	東近江市八日市緑町10番5号 東近江市役所 東庁舎1階	0748-24-5640	0748-24-1052
近江八幡市	障がい福祉課	近江八幡市土田町1313番地 近江八幡市総合福祉センターひまわり館2階	0748-31-3711	0748-31-3738
日野町	福祉課	蒲生郡日野町河原一丁目1番地 日野町役場 庁舎1階	0748-52-6573	0748-52-6503
竜王町	福祉課	蒲生郡竜王町大字小口4番地1 竜王町福祉ステーション1階	0748-58-3705	0748-58-8019
彦根市	障害福祉課	彦根市平田町594番地 彦根市障害者福祉センター内	0749-27-9981	0749-26-1767
愛荘町	福祉課	愛知郡愛荘町安孫子825番地 愛荘町役場 秦荘庁舎1階	0749-37-8053	0749-37-4444
豊郷町	障害福祉係	犬上郡豊郷町石畑375番地 豊郷町役場 本庁舎1階	0749-35-8116	0749-35-4588
甲良町	保健福祉課	犬上郡甲良町在土357番地1 甲良町保健福祉センター1階	0749-38-5151	0749-38-5150
多賀町	福祉保健課	犬上郡多賀町大字多賀221番地1 多賀町総合福祉保健センターふれあいの郷2階	0749-48-8115	0749-48-8143
米原市	社会福祉課	米原市長岡1206番地 米原市役所 山東庁舎1階	0749-55-8102	0749-55-8130
長浜市	しょうがい福祉課	長浜市八幡東町632番地 長浜市役所 東別館1階	0749-65-6518	0749-64-1767
高島市	障がい福祉課	高島市新旭町北畑565番地 高島市役所 庁舎1階	0740-25-8516	0740-25-5490

## 補助対象機種・基準額

### (1) 購入（更新）基準

種目	名称	1台あたりの基準価格(円)	基準価格に含まれるもの	耐用年数
補聴器	高度難聴用ポケット型	34,200	①補聴器本体（電池を含む） ②イヤモールド ※イヤモールドを必要とする場合は、基準価格に9,000円を加算できる	5年
	高度難聴用耳かけ型	43,900		
	重度難聴用ポケット型	55,800		
	重度難聴用耳かけ型	67,300		
	耳あな型（レディメイド）	87,000	補聴器本体（電池を含む）	
	耳あな型（オーダーメイド）	137,000		
	骨導式ポケット型	70,100	①補聴器本体（電池を含む） ②骨導レシーバー ③ヘッドバンド	
	骨導式眼鏡型	120,000	①補聴器本体（電池を含む） ②平面レンズ ※平面レンズを必要とする場合は、基準価格に1枚につき3,600円を加算できる	
	特例補装具	別に定める額		

### (2) 修理基準

補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省告示528号）別表に準ずることとし、(1)に該当する補聴器の修理のみ対象とする。ただし、FM補聴器は対象としない。

\* 上記補聴器支給の要件および消費税等の取扱いについては、平成18年9月29日障発第0929006号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「補装具費事務取扱指針について」の別添「補装具費支給事務取扱指針」に準ずるものとする。